

環 境 速 報

関係部署へご回覧ください

第 2 0 2 号

綴じて利用しましょう

令和 3 年 3 月 31 日発行

- ◇令和 3 年 4 月 1 日施行の主な環境法令の概要について (1 頁)
- ◇令和 3 年 4 月 1 日からの松本市の中核市移行に伴う環境法令関係の届出先変更の情報 (大気環境法令・廃棄物・浄化槽) (5 頁)
- ◇再エネコラム～これからの再生可能エネルギーの調達について (第三回・最終回) について～ (11 頁)
- ◇行政情報 (長野県環境部長・長野市環境部長) (13 頁)
 - 建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について
- ◇省エネ事例紹介 (15 頁)
 - 長野県 2020 年度工場エネルギー使用合理化支援事業成果発表会
- ◇環境法令改正情報 (11 月～令和 3 年 3 月) (16 頁)
 - 参考資料：改正大気汚染防止法/土壤汚染対策法
- ◇省エネコラム ～コンプレッサの省エネ～ (21 頁)
- ◇協会からのお知らせ/編集後記 (22 頁)
- ☆令和 3 年 3 月版公害関係基準のしおり (長野県環境部) 案内 (23 頁)

一般社団法人 長野県産業環境保全協会

【エコアクション 21 地域事務局長野産環協】



エコアクション21
地域事務局No.001

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10

TEL 026-228-5886

長野県中小企業会館 5 階

FAX 026-228-5872

e-mail: ea21nasa@valley.ne.jp

<http://www.alps.or.jp/nasankan/> (EA21) <http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

Life and Technology

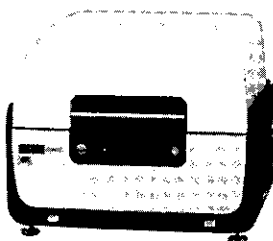
URL : <http://azscience.jp>

自然科学に挑戦し、地域社会の医療業界、産業界への技術革新・研究開発および生命追求科学の進歩に貢献します。

主要営業品目

食品衛生用試薬・消耗品
 バイオ関連試薬・機材
 理化学機器・消耗品
 環境計測・測定器
 工業計測器
 光学測定器
 研究用試薬
 研究設備
 分析装置
 真空機器
 工業薬品
 工業資材
 試験機
 医薬品
 病院設備
 治療用機器
 臨床検査薬
 臨床検査装置
 ネットビジネス
 フィールドサービス

蛍光X線分析装置 EA1000VX



環境規制物質管理に対応し、高速かつ簡単に有害物質を検査できる蛍光X線分析装置です。測定の高速化と材料判定などの各種新機能により検査効率を大きく向上しました。

膜厚測定や貴金属分析などの一般分析にも対応可能です。

EA1000VXは、株式会社日立ハイテクサイエンスの製品です

Az. アズサイエンス株式会社

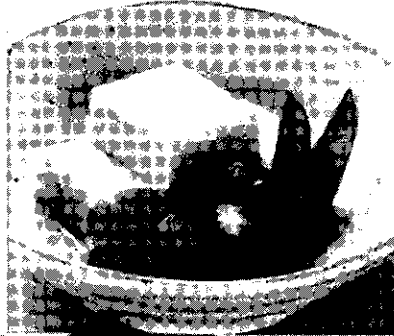
SCIENCE

本社：長野県松本市村井町西2-3-35 TEL (0263) 58-0021

営業所：東京・西東京・横浜・小田原・埼玉・千葉・御殿場
宇都宮・高崎・つくば・水戸・仙台・山形・秋田
新潟・上越・長野・松本・甲府・名古屋・大阪



おいしいは
やさしい



株式会社みすずコーポレーション

本社・工場 / 〒380-0928 長野市若里1606 TEL.026-226-1671(代) 拠点 / 東京・名古屋・大阪・長野・広島・札幌・仙台・岡山・四国・福岡

(計量器修理事業届出第86号)

水処理装置の適正稼働に 不安を感じたら 是非当社にご相談ください!

- ・油分解処理
- ・排水処理プラント施工
- ・処理行程全般調査
- ・計器類調整修理
- ・定期巡回 (定期メンテナンス)

環境保全に貢献する



永研工業株式会社

〒381-2226 長野市川中島町今井豊田1665-1
TEL (026) 283-1264 FAX (026) 283-1265
E-mail: eiken@mx2.avis.ne.jp URL: http://w2.avis.ne.jp/eiken

令和3年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で令和3年4月1日から施行される主な法令（法律・政令）の概要を環境省報道発表資料等により紹介します。

1 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）

（1）規制対象の拡大

石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材を規制対象にする。

令和3年4月1日施行

⇒○特定建築材料が「吹付石綿その他の石綿を含有する建築材料」となる。

- 「石綿を含有する仕上塗材を除去する作業」及び「石綿含有成形板等を除去する作業」に作業基準を規定。

（2）事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付ける。また、調査の方法を法定化する。

令和3年4月1日施行

⇒○石綿の事前調査の方法は「設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査」となる。

- 解体工事等の元請業者は、石綿の事前調査に関する記録を作成、保存する。（3年間）

令和4年4月1日施行

⇒○解体等工事の元請業者又は自主施工者は、遅滞なく、石綿の事前調査結果を都道府県へ報告する。

*報告対象①建築物解体作業を伴う建設工事で、床面積の合計が80㎡以上

②建築物改造・補修作業を伴う建設工事で、請負代金の合計額が100万円以上

③工作物（環境大臣が定める）を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事で、請負代金の合計額が100万円以上

令和5年10月1日施行

⇒○石綿の事前調査は、必要な知識を有する者に行わせること。

*必要な知識を有する者 ①建築物⇒一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者等

②一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

⇒一戸建て等石綿含有建材調査者等

（3）直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿

等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設する。

令和3年4月1日施行

⇒○「吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」を改正法（第18条の19）で定める方法により行わなかったとき、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。下請負人についても作業基準の遵守義務の対象。

（4）不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付け。

令和3年4月1日施行

⇒○元請業者は特定粉じん排出等作業（石綿含有建材が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業）の結果を遅滞なく発注者に書面で報告するよう義務付け。

○元請業者は特定粉じん排出等作業の記録を作成し、その記録及び上記の書面の写しを保存する。（保存期間は解体等工事が終了した日から3年間）

○元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に目視により確認させる。

（5）その他

都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）（令和元年法律第4号）

（1）中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

（2）戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模[※]の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

※：小規模：床面積の合計が300㎡未満（10㎡以下のものは除く。）

（3）地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できる。

3 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（令和2年4月環境省告示第44号）及び、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第14号）

(1) 土壌環境基準の見直し

カドミウム及びトリクロロエチレンについて、土壌環境基準が見直された。

| 項目 | 環境基準（溶出基準） | |
|-----------|------------------------|-----------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| カドミウム | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 |

(2) 土壌汚染対策法に基づく指定基準の見直し

カドミウム及びその化合物にかかる基準

| 基準の名称 | | 基準 | |
|------------|---------|----------------------------|---------------------------|
| | | 改正後 | 改正前 |
| 汚染状態に関する基準 | 土壌溶出量基準 | 検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること | 検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること |
| | 土壌含有量基準 | 土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること | 土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること |
| 第二溶出量基準 | | 検液1Lにつきカドミウム0.09mg以下であること | 検液1Lにつきカドミウム0.3mg以下であること |

トリクロロエチレンにかかる基準

| 基準の名称 | | 基準 | |
|------------|---------|----------------------|----------------------|
| | | 改正後 | 改正前 |
| 汚染状態に関する基準 | 土壌溶出量基準 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること | 検液1Lにつき0.03mg以下であること |
| | 土壌含有量基準 | — | — |
| 第二溶出量基準 | | 検液1Lにつき0.1mg以下であること | 検液1Lにつき0.3mg以下であること |

松本市内の大気環境法令届出先の変更について

～長野県からのお知らせ～

令和3年2月

令和3年4月1日から松本市の中核市移行に伴い、大気環境法令の届出等に係る業務の一部が、松本市の業務になります。

松本市内の事業所に係る届出先が変わりますので、御注意ください。

1 長野県から松本市（中核市）に移管する事務

(1) 各種届出・報告等の事務

| 法律名 | 松本市に移管する主な届出 |
|---|---|
| 大気汚染防止法 | ばい煙発生施設設置・使用・変更届出 揮発性有機化合物排出施設設置・使用・変更届出 水銀排出施設設置・使用・変更届出 特定粉じん発生施設設置・使用・変更届出 特定粉じん排出等作業実施届出 氏名等変更届出、使用廃止届出、承継届出 |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） | 第一種指定化学物質の排出量等届出（PRTR届出） 電子情報処理組織使用届出 |
| 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 公害防止統括者の選任、死亡・解任届出 公害防止管理者の選任、死亡・解任届出 公害防止主任管理者の選任、死亡・解任届出 代理者の選任、死亡・解任届出 |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 特定施設設置・使用・変更届出 自主測定結果報告 氏名等変更届出、使用廃止届出、承継届出 |
| 公害の防止に関する条例 | ばい煙発生施設設置・使用・変更届出 氏名等変更届出、使用廃止届出、承継届出 |

(2) その他の主な事務

- ・大気汚染物質、ダイオキシン類の常時監視
- ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の事故時の通報の受理、措置命令
- ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害の防止に関する条例の立入検査

2 令和3年4月1日以降の松本市内の事業所の届出先

| 担当課 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|------------------------|--------------|
| 松本市役所 環境保全課 | 〒390-8620 松本市丸の内3-7 | 0263-34-3267 |

※令和3年3月31日までに書類を提出する場合には、松本地域振興局環境・廃棄物対策課へお願いします。

このチラシについてのお問い合わせ

長野県環境部水大気環境課大気保全係 ☎026-235-7177

【参考：令和3年4月1日以降の長野県の大気環境関係法令の届出先】

| 県機関 | | | |
|------------------------|-----------------------------------|--------------|---------------------------|
| 担当課 | 住所 | 電話番号 | 管轄区域 |
| 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 | 0267-63-3166 | 小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡 |
| 上田地域振興局 環境課 | 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 | 0268-25-7134 | 上田市、東御市、小県郡 |
| 諏訪地域振興局 環境課 | 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 | 0266-57-2952 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡 |
| 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒396-8666 伊那市荒井 3497 | 0265-76-6817 | 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 |
| 南信州地域振興局 環境課 | 〒395-0034 飯田市追手町 2-678 | 0265-53-0434 | 飯田市、下伊那郡 |
| 木曾地域振興局 総務管理・環境課 | 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 | 0264-25-2234 | 木曾郡 |
| 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒390-0852 松本市大字島立 1020 | 0263-40-1941 | 塩尻市、安曇野市、東筑摩郡 |
| 北アルプス地域振興局 総務管理・環境課 | 〒398-8602 大町市大町 1058-2 | 0261-23-6563 | 大町市、北安曇郡 |
| 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 | 026-234-9590 | 須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡 |
| 北信地域振興局 環境課 | 〒383-8515 中野市大字壁田 955 | 0269-23-0202 | 中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡 |

| 市 | | | |
|-------------------|-----------------------------|--------------|------|
| 担当課 | 住所 | 電話番号 | 管轄区域 |
| 長野市 環境保全温暖化対策課 | 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 | 026-224-8034 | 長野市 |
| 松本市 環境保全課 | 〒390-8620 松本市丸の内 3-7 | 0263-34-3267 | 松本市 |

廃棄物関係事業者の皆様へ

～長野県からのお知らせ～

令和3年1月

令和3年4月1日から、松本市の中核市移行に伴い、廃棄物処理法等に基づく許可申請・届出等に係る業務の一部が、松本市の業務となります

令和3年4月1日から、松本市の中核市移行に伴い、廃棄物処理法等に基づく許可申請・届出等に係る業務の一部が、松本市の業務へと変更となります。

詳細は以下のとおりですが、申請等の窓口が変更となりますので、ご注意ください。

【松本市へ移管される主な業務】

- 廃棄物の処理に係る各種許可・届出・報告等に係る業務
 - ・積替保管を含む産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、廃棄物処理施設等
 - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告、多量排出事業者に係る報告等
- 自動車リサイクル法に係る各種許可・登録・届出等に係る業務
(解体業、破碎業、引取業、フロン類回収業)
- PCB特別措置法に係る届出等に係る業務
- ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出等に係る業務
- 上記各業務に係る監視指導業務

(注) 上記いずれも松本市内の事業所に係るものが松本市へ業務移管となります。松本市以外の事業所に係るものは、これまでどおりです。

従って、松本市内及び松本市以外の複数の事業所を有する事業者の方は、松本市役所及び長野県の地域振興局の両方で各種許可・登録・届出等が必要となりますので、手続き漏れのないようご注意ください。

県庁環境部資源循環推進課のお問い合わせ先

許可・届出に関すること(廃棄物処理法、自動車リサイクル法)

廃棄物審査係 ☎026-235-7164

PCB特別措置法に基づく届出に関すること

廃棄物政策係 ☎026-235-7187

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出(廃棄物焼却炉関係)に関する
こと、監視指導に関すること

廃棄物監視指導担当 ☎026-235-7203

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

【参考：長野県の廃棄物関係許可等業務の窓口】

| 名 称 | 所 在 地 直 通 電 話 | 管 轄 区 域 |
|-----------------------|--|---|
| 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 佐久市跡部 65-1 ☎0267-63-3166 | 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、 北佐久郡、小県郡 |
| 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 伊那市荒井 3497 ☎0265-76-6817 | 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、 下伊那郡、木曾郡 |
| 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 松本市大字島立 1020 ☎0263-40-1956 | 松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、 塩尻市、安曇野市、諏訪郡、東筑摩郡、 北安曇郡 |
| 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 長野市大字南長野 南県町 686-1 ☎026-234-9590 | 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、 下水内郡 |

☆長野市内の事業所で必要となる手続きについては、長野市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせ
ください。

☆松本市内の事業所で必要となる手続きについては、松本市役所環境エネルギー部廃棄物対策課までお
問い合わせください。(4月1日以降)

松本市中核市移行に伴う、 保守点検業者の登録に関する申請先の変更について ～長野県からのお知らせ～

令和3年3月

令和3年4月1日から松本市の中核市移行に伴い、松本市を営業区域として新規及び更新して浄化槽保守点検業者の登録を受ける場合に、申請先が松本市に変更になります。

- 松本市を営業区域として、令和3年4月1日以降に新たに保守点検業者の登録を受ける場合は、松本市へ登録の申請が必要となります。
- 現に松本市を営業区域として長野県条例の登録を受けていて、令和3年4月1日以降に登録の更新を受ける場合は、松本市への申請が必要となります。
- 松本市とその他の市町村を営業区域として保守点検業を行う場合には、長野県と松本市への登録の申請が必要となります。
- 現に長野県条例の登録を受けて松本市を営業区域として保守点検業を行っている場合は、その登録の有効期限内については、松本市の区域についても長野県条例の登録で有効です。(松本市への新たな申請等は不要です。)また、その登録の有効期限内の変更や廃止に伴う届出は、これまでどおり長野県へ届け出てください。
- 松本市以外に係る届出はこれまでどおりです。

令和3年4月1日以降の松本市内の事業所の届出先

| 担当課 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|------------------------|--------------|
| 松本市役所 環境保全課 | 〒390-8620 松本市丸の内3-7 | 0263-34-3024 |

※令和3年3月31日までに書類を提出する場合には、松本地域振興局環境・廃棄物対策課へお願いします。

このチラシについてのお問い合わせ
長野県環境部生活排水課生活排水係 ☎026-235-7299

※令和3年4月以降の申請先の例

松本市
中核市

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|--|------------------|----|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 【例1】 保守点検業者A (R3.5.1から新規) 営業区域:松本市のみ | 新規 松本市 へ申請 | | | 変更 松本市 へ届出 | | 更新 松本市 へ申請 |
| | 松本市条例の登録有効期間 | | | | | |
| 【例2】 保守点検業者B (R5.4.1に更新予定) 営業区域:松本市のみ | 変更 長野県 へ届出 | | 更新 松本市 へ申請 | | 変更 松本市 へ届出 | |
| | 県条例の登録有効期間 | | | 松本市条例の登録有効期間 | | |
| 【例3】 保守点検業者C (R5.4.1に更新予定) 営業区域 :松本市+他市町村 (長野市除く) | 変更 長野県 へ届出 | | 更新 松本市と 長野県へ申請 | | 変更 松本市と 長野県へ届出 | |
| | 県条例の登録有効期間 | | 松本市条例の登録有効期間 | | | |
| | 県条例の登録有効期間 | | | | | |

「これからの再生可能エネルギーの調達について（第三回）」

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
征矢野 有希

全3回シリーズの本コラムですが、前回（第201号）は日本国内で再エネを調達する4つの方法についてご紹介しました。最終回となる今回はこれから再生可能エネルギーを調達する際に重要となる「環境価値」について解説したいと思います。

「環境価値」という用語は一見分かりにくいですが、考え方は次の通りシンプルです。再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しません。よって化石燃料由来の発電方法（火力発電等）と比較すると、価値が高いと言えます。この再エネが持つプラスの価値のことを「環境価値」と呼んでいます。なぜこの「環境価値」が重要なのでしょうか。それは環境問題と経済活動を紐づけることができるためです。再エネを普及させるためには投資が必要です。再エネ発電所の運営により、その価値に対して経済的なインセンティブが働くようにならないと再エネの本格的な普及は進みません。そのインセンティブの役割を果たしているのが「環境価値」です。発電した電力量などに対して通常の電気の価値以外に、環境にプラスの発電方法であることの価値が付けば、火力発電などCO2を排出する電気よりも優れていることが経済的に評価されることになるわけです。この考え方は再エネを調達する際に非常に重要となります。

具体的には「環境価値」は再生可能エネルギーを利用したことを示す証明書として流通しています。具体的には以下の3種類があります。①グリーン電力証書、②J-クレジット（再エネ発電由来）、③非化石証書（再エネ指定）です。あまり聞き馴染みがない言葉かもしれませんが、要はこれらの証明書を購入した人が再生可能エネルギーを利用した、つまりCO2を削減したと証明することができます（表1）。

| 名称 | グリーン電力証書 | J-クレジット (再エネ発電由来) | FIT非化石証書 |
|---------------|--------------------------|--|--------------------------------|
| 対象になる 発電設備 | 日本品質保証機構から 認定を受けた発電設備 | Jクレジット制度認証委員会が承認した 発電プロジェクト(1つのプロジェクトで 複数の発電設備が可能) | 国から固定価格買取制度の 認定を受けて運転中の発電設備 |
| 購入方法 | グリーン電力発行事業 者から購入 | ①Jクレジット制度事務局が実施する入 札で購入 ②Jクレジット保有者か仲介事業者から 購入 | 非化石価値取引 市場で入札して購入 |
| 発行量 | 2億5900万kWh (2019年度) | 11億4200万kWh (2019年度の認証量) | 879億kWh (2019年1月～12月発電分) |

表1.再生可能エネルギーの発電設備による証書（自然エネルギー財団・電力調達ハンドブック第4版より抜粋）

例えばある企業が CO2 削減を行う必要があるとします。その企業は賃貸ビルの中に事務所があるため太陽光発電設備を設置することができません。この場合に①のグリーン電力証書を購入すれば、再生可能エネルギーの電力を利用したこととなり、最終的に CO2 を排出していないと主張することができるようになります。不思議に感じるかもしれませんが、購入したお金が再生可能エネルギーの発電所のもとへ流れる仕組みになっているため、一つの経済的なインセンティブということで制度の上では認められます。

しかしながらこれらの証明書には注意すべき点があります。1 点目は発行量に限りがあることです（特に①②）。つまり入手しにくい状況になっているのです。昨今の気候変動への対策として、大手企業等が大量購入を行っています。これにより在庫量の逼迫と販売価格の上昇が進んでいます。2 点目は入手方法です。現時点では①②は誰でも購入できますが、③は小売電気事業者しか購入できません。電気の切り替えとセットで販売されます。ややハードルは高くなりますが、③の非化石証書は発行量が格段に多いため今後幅広く活用されることが期待されています。

③について電気の切り替えとセットと書きましたが、具体的には CO2 フリーの電力プランや再エネ電力プランを選ぶことで導入が可能です。通常は CO2 を含んだ電力が供給されますが、上記のプランの場合は当初排出する予定だった CO2 の相当量について、非化石証書を使って相殺します。これにより CO2 フリーの電力が供給されることとなります。これらの電力プランは「エコアクション 2.1」にも活用することができます。排出係数がゼロの電力となるため、電気使用に関する CO2 排出量はゼロとなります。電気使用による排出量を一気に削減できることは効果が高いと言えます（図 1）。

①電力1

| | | | |
|-------|------------|-------|-------|
| 購入先: | | | |
| 排出係数: | kg-CO2/kWh | 平均単価: | 円/kWh |

| 項目 | 単位 | | | | |
|--------|--------|--|--|--|--|
| 使用量 | kWh | | | | |
| 料金 | 円 | | | | |
| CO2排出量 | kg-CO2 | | | | |

図 1. ガイドライン 2017 年版・別表 環境への負荷の自己チェック表 ver.1.1

最後に、ここ日本では海外に比べ再生可能エネルギーを導入することへのハードルが高いとされています。狭小な国土、法規制の複雑さ、コストの高さなど様々な要因がありますが、環境先進国と呼ばれるには遠い状況が続いています。その一方で菅首相のカーボンニュートラル宣言もあり、ますます企業に対する CO2 削減の要求は厳しくなることが予想されます。気候変動対策に取り組んでいないことが、企業にとっての大きなリスクとなりえる時代がやってきました。小さなことでも今できることは何なのか、考えてみましょう。エコアクション 2.1 や長野県 SDGs 推進企業登録制度などうまく活用することがその第一歩となるかもしれません。企業の皆さんの前向きな取り組みに期待しています。

令和3年(2021年)3月4日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 様

長野県環境部長
長野市環境部長

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

本県の環境行政の推進にあたり、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
令和3年4月1日から、改正大気汚染防止法等が施行され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されます。

環境省は、この度の法改正に伴う石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、下記のとおり改正法に係る説明動画並びに改正内容を取りまとめたチラシ及びリーフレットを作成し公表しています。

つきましては、法改正内容について御理解いただくとともに、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、松本市につきましては、令和3年4月1日から中核市に移行します。別紙に令和3年度の県下における大気汚染防止法に係る窓口をお示しいたしますので、ご確認ください。

記

- 環境省ホームページ 改正大気汚染防止法について

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

- ・【法改正説明動画】大気汚染防止法及び施行令の改正について
動画掲載URL：<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>
- ・【法改正説明資料】大気汚染防止法及び施行令の改正について
説明資料URL：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main17.pdf>
- ・石綿飛散防止チラシ
説明資料URL：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main15.pdf>
- ・石綿飛散防止リーフレット
説明資料URL：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



| |
|--|
| 長野県 環境部 水大気環境課 仙波道則(課長) 本間大輔(担当) 電 話 026-235-7177 ファクシミリ 026-235-7366 電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp |
|--|

| |
|--|
| 長野市 環境部 環境保全温暖化対策課 長谷部好紀(課長) 高見澤勇太(担当) 電 話 026-224-8034 ファクシミリ 026-224-5108 電子メール kankyo@city.nagano.lg.jp |
|--|

(別紙)

長野県内の大気汚染防止法に係る窓口（令和3年4月1日以降）

| 県機関 | | | |
|------------------------|-----------------------------------|--------------|---------------------------|
| 担当課 | 住所 | 電話番号 | 管轄区域 |
| 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 | 0267-63-3166 | 小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡 |
| 上田地域振興局 環境課 | 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 | 0268-25-7134 | 上田市、東御市、小県郡 |
| 諏訪地域振興局 環境課 | 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 | 0266-57-2952 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡 |
| 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒396-8666 伊那市荒井 3497 | 0265-76-6817 | 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 |
| 南信州地域振興局 環境課 | 〒395-0034 飯田市追手町 2-678 | 0265-53-0434 | 飯田市、下伊那郡 |
| 木曾地域振興局 総務管理・環境課 | 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 | 0264-25-2234 | 木曾郡 |
| 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒390-0852 松本市大字島立 1020 | 0263-40-1941 | 塩尻市、安曇野市、東筑摩郡 |
| 北アルプス地域振興局 総務管理・環境課 | 〒398-8602 大町市大町 1058-2 | 0261-23-6563 | 大町市、北安曇郡 |
| 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 | 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 | 026-234-9590 | 須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡 |
| 北信地域振興局 環境課 | 〒383-8515 中野市大字壁田 955 | 0269-23-0202 | 中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡 |

| 市 | | | |
|-------------------|-----------------------------|--------------|------|
| 担当課 | 住所 | 電話番号 | 管轄区域 |
| 長野市 環境保全温暖化対策課 | 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 | 026-224-8034 | 長野市 |
| 松本市 環境保全課※ | 〒390-8620 松本市丸の内 3-7 | 0263-34-3267 | 松本市 |

※令和3年3月31日までに書類を提出する場合には、松本地域振興局環境・廃棄物対策課へお願いいたします。

省エネ事例紹介

～長野県 2020 年度工場エネルギー使用合理化支援事業成果発表会から～

長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門では圧縮空気稼働状況測定装置などの各種測定機器を用いて、企業の省エネ、製造コスト削減に取り組んでいます。2020 年度は当協会員ら、3 社が事業に参加しましたので、その状況を紹介します。(以下は 3 月 3 日にオンラインで開催された発表会の各参加事業者の発表要旨です。)

1. デイリーフーズ株式会社長野工場 (坂城町)

- ① コンプレッサー11kW 1台、22kW 2台の使用状況(電力使用量)調査を行い22kW 2台についてはほぼムダのない運転であることが明らかとなった。11kWについては設定圧を0.1MPa下げることができる可能性があることが解ったが不良製品発生リスクから取りあえず中止。
- ② 各作業場の温度を1週間測定した。その結果、温度が低すぎる作業場及び工場停止時に空調が停止していない作業場があることがわかった。今後、空調設定温度及び運用方法を現場作業員に周知徹底する。
- ③ 屋上エアコン室外機に遮光カーテンを設置した。カーテンのあるなしで平均2.5℃の温度差があった。遮光カーテンの購入費用は24,000円、省エネ効果は6月中旬から9月で29,000円
- ④ 排水処理施設ブロワーのインバーター化による省エネ効果を試算した。試算した結果、年間50万円の省エネ効果があることが明らかとなった。また、インバーター設置費用を調査したところ約30万円であった。以上から来期早々にインバーター化に着手していきたい。

2. 株式会社ナガノトマト (松本市)

- ① 工場エア配管のループ化
第2工場を建てたことに伴いエア配管が増設されたので、エア圧力の安定化と電力削減を目的に配管をループ化した。現状はループ化前と後で大きな違いはなかったが、需要増時の安定化が見込まれる。
- ② コンプレッサーの制御および設定圧の見直し
ロードアンロード機がフル運転し、インバーター機が変動調整役になるよう設定を調整し、合わせて37kW1台と55kW1台の設定圧をそれぞれ0.05MPa下げた。この変更により年間約41万円の削減が見込まれる
- ③ 製造ラインのエア漏れ調査と修理
エア漏れ部分を映像で探す装置を使用し、13か所のエア漏れ箇所を発見した。漏れの改善で年間約31万円の削減。改善の1つは工場内装置の駆動をエアからモーターに変更。上記の改善で合計年間72万円の電力料金削減

3. 株式会社日穀製粉 (松本市)

- ① コンプレッサーの負荷寄せ
55kW、55kW (INV)、37kW、22kWの4台を運転していたが、22kWの停止により、年間約48万円の削減。
- ② 2か所のエア漏れ修繕により、年間約26,000円削減。
- ③ エネルギー原単位の算出方法の見直し
近年、製品が高品質、高付加価値、高エネルギー消費型に変わってきているため、換算係数を用いた方式で計算し直したところ、2019年度は対前年比で4.1%の増加から3.7%の削減となった。

環境法令改正情報（令和2年11月～令和3年3月）

| 改正法令（法律・政令・省令・命令） | | 概要 |
|-------------------|---|--|
| 11月 | | |
| 17日 | 自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境二六） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法第17条（行為の制限）第5項第2号、第25条（特別地区）第10項第4号及び第27条（海域特別地区）第9項第4号の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |
| 26日 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条（飼養等の許可）第3項第2号の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |
| 12月 | | |
| 1日 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二七） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第12条（譲渡し等の禁止）第1項第9号、第37条（管理地区）第9項第2号及び第39条（監視地区）第6項第2号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |
| | 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（同二八） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、及び自然公園法第21条（特別保護地区）第8項第4号の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |
| | 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二九） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第1条（水産動植物の採捕の制限又は禁止に関する法令の規定）第2号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |
| | 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一） | 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行に伴い、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令を定め、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。関係省令の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改めるもの。 |
| | エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・国土交通・環境一） | 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴い、及びエコツーリズム推進法第8条（特定自然観光資源の指定）第1項ただし書の規定に基づき、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正し、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。 |

環境法令改正情報（令和2年11月～令和3年3月）

| | 改正法令（法律・政令・省令・命令） | 概要 |
|-----|---|--|
| 1日 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一） | 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正し、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。関係省令の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改めるもの。 |
| | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八五） | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条（軽微な変更）の改正規定については、令和3年4月1日から施行する。経過措置あり。 |
| 2日 | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（三四〇） | 労働安全衛生法第57条（表示等）第1項、第57条の2（文書の交付等）第1項及び第113条（経過措置）の規定に基づき、労働安全衛生法施行令の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。経過措置あり。 |
| | 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一九三） | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第340号）の施行に伴い並びに労働安全衛生法施行令第18条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）第2号及び第18条の2（名称等を通知すべき危険物及び有害物）第2号の期手に基づき、労働安全衛生法施行規則の一部を改正し、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第340号）の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。 |
| 4日 | 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一九四） | 食品衛生法第18条（規格・基準の設定）第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。 |
| | 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（同一九五） | 食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。 |
| 16日 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五二） | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第4条（定義等）第3項から第5項まで、第6条（希少野生動植物種保存基本方針）第2項第4号、第15条（輸出入の禁止）第1項ただし書き及び第20条（個体等の登録）第1項の規定に基づき、「種の保存法」施行令の一部を改正し、令和3年1月4日から施行する。 |
| 18日 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（三五六） | ①旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める特定施設から除く。（別表第1関係）。②罰則に関する経過措置を定める。③公布の日の翌日から施行する。 |
| 23日 | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通・環境二） | 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第10条（再資源化解体の許可）第2項（同法第11条第2項で準用する場合を含む。）、第12条（変更の許可等）第1項、第13条（承継）第1項から第3項まで、第18条（再資源化解体計画の承認）第2項（同法第25条第2項において準用する場合を含む。）、第41条（経過措置）及び第42条（国土交通省令等への委任）の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。該当様式の印を削るもの。 |
| | 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境三） | 浄化槽法第5条（設置等の届出、勧告及び変更命令）第1項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。該当様式の印を削るもの。 |

環境法令改正情報(令和2年11月～令和3年3月)

| | 改正法令(法律・政令・省令・命令) | 概要 |
|--|--|---|
| 24日 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令(環境三〇) | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(通称「バーゼル法」以下通称を使用。)第12条(輸入移動書類に係る届出)第1項(第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。該当様式から「印」を削るもの。 |
| 25日 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条(再商品化の認定)第2項(同法第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。該当様式から「印」を削るもの。 |
| | 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業・環境二) | 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条(生産製造連携事業計画の認定)第1項、第5条(生産製造連携事業計画の変更等)第1項、第6条(研究開発事業計画の認定)第1項及び第7条(研究開発事業計画の変更等)の規定に基づき、並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令を実施するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。該当様式を「押印を省略できる」に改める。 |
| | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境四) | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条(設備整備計画の認定)第1項及び第8条(設備整備計画の変更等)第1項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。該当様式の「印」を不要とする。 |
| 28日 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業・環境四) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛三) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境九) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業四) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業一) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境三) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業九〇) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| | 押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令(経済産業・環境五) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 |
| 押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(環境三一) | 該当様式から「印」を削り、公布の日から施行する。経過措置あり。 | |

環境法令改正情報（令和2年11月～令和3年3月）

| | 改正法令（法律・政令・省令・命令） | 概要 |
|--|---|--|
| | 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三二） | 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条（電磁的記録による保存）第1項、第4条（電磁的記録による作成）第1項及び第6条（電磁的記録による交付等）第1項の規定に基づき、並びに環境省所管の関係法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。附則第2条（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正） |

令和3年

1月

| | | |
|-----|--|---|
| 14日 | 公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（公害等調整委二） | 公害紛争処理法第26条（申請）第1項、第42条の12（申請）第1項及び第47条（公害等調整委員会規則等への委任）の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正し、公布の日から施行する。手続に係る「押印」を不要とする等の改正。 |
| 15日 | 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三） | 食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。 |
| 22日 | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一） | 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条（温室効果ガス算定排出量の報告）第1項、第27条（権利利益の保護に係る請求）第2項及び第32条（情報の提供等）第1項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条（フロン類算定漏えい量等の報告等）第1項及び第26条（磁気ディスクによる報告等）並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第21条（磁気ディスクによる報告等の方法）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。様式中の「印」を不要とする等の内容。 |
| 29日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境四） | 「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。株式会社かんてんエンジニアリングが茨城県鹿嶋市、栃木県那須塩原市、新潟県魚沼市、福井県三方郡美浜町、福井県大飯郡おおい町、滋賀県大津市、滋賀県甲賀市、京都府京都市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府門真市、大阪府交野市、奈良県生駒市、奈良県生駒郡安堵町、奈良県吉野郡十津川村、和歌山県紀の川市、島根県益田市、岡山県倉敷市（2箇所）、広島県広島市、広島県福山市、香川県坂出市、福岡県北九州市戸畑区大字中原字先の浜地籍（2箇所）に設置するポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設。 |

2月

| | | |
|----|--|---|
| 2日 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一） | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第8条（（主務省令への委任）等の規定に基づき、並びに同法を施行するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。内容は、公示のインターネット使用の規定の新設、様式中の「印」の削除等。 |
| 3日 | 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四） | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条（対象建設工事の届出等）第1項及び第2項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。経過措置あり。省令別記様式の一部改正。 |

環境法令改正情報（令和2年11月～令和3年3月）

| 改正法令（法律・政令・省令・命令） | | 概要 |
|-------------------|--|--|
| 12日 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（外務五七） | 昭和48年3月3日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）の附属書Ⅲ（記載基準；締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの）は、ワシントン条約第16条（附属書Ⅲ及びその改正）の規定等に従い、改正され、令和3年2月14日に効力を生ずる。 |
| 3月 | | |
| 16日 | 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境一） | 「廃棄物処理法」第7条（一般廃棄物処理業）第1項ただし書及び第6項ただし書並びに第14条（産業廃棄物処理業）第1項ただし書及び第6項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。 |
| 22日 | 紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一三） | 「資源有効利用促進法」第15条（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）第2項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号）の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。 |
| | ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（同一四） | 「資源有効利用促進法」第15条（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）第2項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第54号）の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。 |
| | 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境三） | 水質汚濁防止法及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を定め、令和3年4月1日から施行する。経過措置あり。内容は、水質汚濁防止法・大気汚染防止法・騒音規制法・悪臭防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・振動規制法・湖沼水質保全特別措置法・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法・ダイオキシン類対策特別措置法・土壌汚染対策法関係の施行規則等関係省令に規定する様式類等の改正に係る省令の一部改正。 |
| 26日 | 計量法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一八） | 計量法の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。計量法施行規則第10条（軽微な修理）、第11条（簡易修理）等の改正。 |
| | 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（同一九） | 計量法の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。別表第三（第十条関係）の改正。 |

～ コンプレッサの省エネ ～

以前にコンプレッサの吐出圧力低減による省エネを取り上げましたが、今回は具体的な取組方法についてコンプレッサの省エネを取り上げました。コンプレッサの消費電力は国内総発電量の5%、一般工場の総電力量の20%～25%と云われていますので、コンプレッサの消費電力を20%削減できれば、工場総電力量の約4～5%の削減につながります。次のような試算を行いましたので参考にしてください。

設備金額：油冷式スクリーuanロードタイプ 75kW コンプレッサ 3,800 千円

(このタイプのコンプレッサが国内で最も多く使用されています)

電気料金： $(75\text{kW} \div 0.93) \times 0.91 \times 6,000\text{H/年} \times 17\text{円/kWh} \times 1\text{台} = 7,485\text{千円}$

(試算条件：軸動力 75kW、モータ効率 93%、平均運転負荷率 70% (消費電力比 91%)、年間稼働時間 6,000H/年=20H/日×300日/年、電気料金 17円/kWh)

このように、75kW コンプレッサ 1台を1年間使用すると 7,485 千円の電気料金が掛かり、設備金額の約2倍となります。更に保守費用や減価償却費を含めた場合には、11年間使用すると1億円の経費が掛かります。

コンプレッサは使用する空気量に合わせて容量調整（吐出空気量の調整）を行います。容量調整して低い負荷で運転している時にムダが発生しますので、低負荷で運転しているときに省エネ改善余地があります。これよりコンプレッサの負荷率を把握することが重要となります。

工場内にある生産設備などで必要とされる最低必要圧力を生産設備ごとに確認することが必要です。例えば、多くの設備の必要最低圧力は 0.49MPa ですが、この中に1台でも 0.70MPa の高圧要求設備があると供給元のコンプレッサ吐出圧力は 0.70MPa 以上の設定が必要になり消費電力量が大きくなります。このような場合は、ブースターコンプレッサや増圧弁による供給を検討することをお勧めします。

また、クリーン化機器エレメント交換基準として管理差圧を厳しく管理することも省エネには効果的です。エレメントの交換費用は掛かりますが、使用電力量削減による電気料金の比ではありません。このような取組によりコンプレッサの吐出圧力の低圧化が可能となります。

このようにコンプレッサの省エネ対策として前回も記載しましたが、①吐出圧力を下げる（容積型）、②エア漏れをなくす、③不要時の停止、④容量の適正化、⑤高効率機への更新、⑥周囲温度の低下やフィルタ清掃、⑦台数制御、⑧レシーバタンクの設置、⑨配管の損失低減 などがありませんので、大きな投資を必要としない運用管理による省エネから取組むことを提案します。

小林 和男 小林技術士事務所 所長
技術士（電気電子部門/総合技術監理部門）

e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp

～協会からのお知らせ～

○令和3年度通常総会開催日程が決まりました

令和3年3月24日（水）開催した令和2年度第4回理事会で、通常総会開催日時等が次の通り決定しました。

- (1) 開催日時 令和3年5月26日（水）午後1時30分から
- (2) 会場 ホテル信濃路（長野市中御所岡田町）
- (3) その他

5月初旬に通常総会招集通知を会員の皆様へ送付いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、招集に当たっては、昨年同様、出席は可能な限り避け、書面による議決権行使又は委任状による議決権行使を活用するよう会員へ呼びかける旨、決議されました。

○「令和3年3月版公害関係基準のしおり」を販売します。

長野県がホームページに公開している「公害関係基準のしおり」を、長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、当会が二次利用して、印刷し、販売します。

購入希望者は、次頁の申込書により、ファックス、メール又は郵送でお申し込みください。販売価格は、一部750円（税込み）です。

（別途、送料はご負担願います。）

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

連載「知っておきたい環境法規制の基礎知識」（第9回）はお休みします。

令和3年4月1日から松本市の中核市移行に伴い様々な法令等の手続窓口が変わります。このうち環境法令関係の窓口変更について長野県からの情報を中心に掲載しました。

また、環境法令関係では、「改正大気汚染防止法」の施行に伴い、4月1日から石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されます。長野県及び長野市から周知徹底の通知がありましたので、行政情報コーナーに掲載しました。なお、同じく4月1日施行される「改正建築物省エネ法」及び土壌環境基準の見直しの概要についても冒頭に掲載しました。

「令和3年(2021年)3月版公害関係基準のしおり(長野県環境部)」の販売について

4月8日(木)から販売します。希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。

◎ 公害関係基準のしおり(令和3年(2021年)3月発行 長野県環境部)

(1)仕様及び概略内容 A4 128ページ

- 長野県に關係する環境基準(水質, 大氣, 騒音, 土壌)
- 排出基準(水質, 大氣, 騒音, 振動, 悪臭, 土壌)
- 参考資料(農業用水基準關係, 水道法水質基準など)

(2)定価 750円(税込)

(3)送料 実費 *申込者負担

(税込み) 目安: 1~3冊 105円 4~6冊 210円(二冊に分けて送付) 7~15冊 840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上郵送またはFAXでお申し込みください。申込書受領後約7日から10日程度で配送となります。代金は入手後1ヶ月以内を目処に(一社)長野県産業環境保全協会の指定口座にお振り込み願います。(振込手数料は申込者のご負担となります。)

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10
長野県中小企業会館5階 (一社)長野県産業環境保全協会
電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872
e-mail ea2lnasa@valley.ne.jp
「公害関係基準のしおり」係

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>)

切 り 取 り 線

図 書 購 入 申 込 書 (公害関係基準のしおり)

令和3年(2021年) 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名

所在地 〒

担当部署・担当者氏名

電話番号

FAX番号

記

| | 単 価 | 数量(冊) | 金額(税含む) | 送料(実費) |
|------------|------|-------|---------|--------|
| 公害関係基準のしおり | 750円 | | | |

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票(楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。)

所在地 : 〒

貴社名 : 担当部課名

担当者名 : 様(電話番号)

ボイラ・ヒーター及び熱交換器

熱関連機器の総合メーカー

 株式会社 前田鉄工所

<http://www.maedatekkou.co.jp/>

<本社・長野工場> 〒382-8555 須坂市豊丘 1385-1

TEL 026-246-7301(代) FAX 026-246-7335

<長野営業所> 〒381-0014 長野市北尾張部 105-1

TEL 026-243-3443(代) FAX 026-251-0393

CLEAN PRODUCTS.

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●重油燃料水質検査
●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工
程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生活泥の削減提案●有機物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生
●環境機器の設計・製造●産業機器の設計・製造●化成品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・調査計画
回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化

ECTM
ECOTECH
HIYAMA

総合環境企業

ミヤマ株式会社

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166
<http://www.miyama.net> E-mail:koho@miyama.net

モノづくりの心を未来へ

私たちSUZUKIが目指すネクストは、ナンバーワンを超越した
オンリーワンの追求にほかなりません。



株式会社 鈴木

〒382-8588 長野県須坂市大字小河原2150-1

TEL:026-251-2600 <https://www.suzukinet.co.jp/>

地球環境を守りながらより快適な暮らしを創造するために。

長年にわたって蓄積してきた確かな技術、そして最先端技術を駆使し、水・大気・土壌など、人をとりまくあらゆる環境を調査・分析し、信頼性の高い正確なデータと客観的評価を提供しながら、私たち自身の快適な生活空間の創造にもつながる質の高いコンサルタントを行います。

営 業 品 目

- 環境計量調査部門／水質分析・大気環境測定・悪臭測定・土壌分析・環境影響評価
一般、産業廃棄物分析・騒音レベル測定・振動加速度レベル測定
- 浴槽の衛生管理部門／浴槽のレジオネラ菌分析及びレジオネラ菌対策・温泉水分析及びガス測定
- ビル管理部門／水道水及び地下水分析・室内空気環境測定
- 特殊分析部門／高度の分析手法によるトラブル（不良）の原因等の解析
- 建築・設備診断部門／一般住宅性能診断、室内汚染物質（ホルムアルデヒド、VOC）調査
建築物石綿含有建材調査、一般環境・室内及び排ガス中の石綿繊維数濃度測定
- 放射能測定部門／放射性核種濃度測定、放射線量測定
- 地下タンク漏洩点検部門／消防法による各種地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検
- 作業環境測定部門／粉じん濃度測定・石綿濃度測定・等価騒音レベル測定・有機溶剤濃度測定等
- 測量・コンサルタント部門／地上測量全般・応用測量・土木設計・分筆・登記・一般建設業



厚生労働大臣指定検査機関（水道法第20条・第34条）

株式会社 **科学技術開発センター**

長野市大字北長池字南長池境 2058-3

TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012